

衆議院内閣委員会ニュース

【第217回国会】令和7年4月16日（水）、第14回の委員会が開かれました。

1 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（内閣提出第29号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人） 東京大学大学院工学系研究科

技術経営戦略学専攻／人工物工学研究センター 教授 松尾豊君

一橋大学大学院法学研究科教授 生貝直人君

一般社団法人ソフトウェア協会会長

さくらインターネット株式会社代表取締役社長 田中邦裕君

一般財団法人 GovTech 東京アドバイザー 安野貴博君

（質疑者） 黄川田仁志君（自民）、おおたけりえ君（立憲）、三木圭恵君（維新）、田中健君（国民）、河西宏一君（公明）、上村英明君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

・城内国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者） 山崎誠君（立憲）、橋本慧悟君（立憲）、今井雅人君（立憲）、市村浩一郎君（維新）、石井智恵君（国民）、菊池大二郎君（国民）、上村英明君（れ新）、塩川鉄也君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

黄川田仁志君（自民）

- （1） AIの開発・利活用について日本が海外に追い付き追い越すための方策（松尾参考人）
- （2） AIに対する国民の漠然とした不安への対応（松尾参考人及び生貝参考人）
- （3） バイアスを意図的に生み出す可能性のある外国製AIへの対応（松尾参考人及び安野参考人）
- （4） データセンター等のAIのハード面における整備についての見解（田中参考人）

おおたけりえ君（立憲）

- （1） 個人の権利保護のための規制とAIの産業力強化とのバランスの取り方（田中参考人）
- （2） 国内企業からAI関連の調達を行える体制構築に向けた課題及び必要な対策（田中参考人）
- （3） 今後のAI産業発展のために必要な教育（全参考人）

三木圭恵君（維新）

- （1） 本法案及びAI基本計画の中に盛り込むべき理念（全参考人）
- （2） 人間の知能を超えるAIの開発に備えて政府が注意すべき事項（全参考人）
- （3） 中国のような非民主主義国家によるAIに対抗するための立法の在り方（松尾参考人及び生貝参考人）

田中健君（国民）

- （1） ビジネスの観点からの我が国がAIを導入することの意義（田中参考人及び安野参考人）
- （2） AI活用の鍵となるプロンプトエンジニアリングについての見解（松尾参考人、生貝参考人及び安野参考人）
- （3） LLM（Large Language Model）について国内開発及び海外との連携の重要性（松尾参考人及び生貝参考人）

河西宏一君（公明）

- (1) AIの社会実装が進む中で育つ子供に伝えるべきこと（松尾参考人）
- (2) AI規制に資する事業者からの情報収集の在り方（生貝参考人）
- (3) 我が国におけるAI分野の人材育成やイノベーション推進の課題（田中参考人及び安野参考人）
- (4) 東南アジアLLM開発において我が国で必要とされる施策（松尾参考人）

上村英明君（れ新）

- (1) 我が国のデジタル敗戦の原因及びAIによる生産性向上が生活の向上につながらない懸念（松尾参考人）
- (2) 我が国の法制度の中でAIに関するリスク分類を丁寧に検討する必要性（生貝参考人）
- (3) 政治活動や選挙活動におけるAI活用の在り方（安野参考人）

塩川鉄也君（共産）

- (1) 生成AIによる偽・誤情報対策の在り方（全参考人）
- (2) EUのAI法
 - ア AIによるリスクを分類しハードローとソフトローの組合せにより対応する仕組みとした理由（生貝参考人）
 - イ 同法による規制がサイバー空間と実空間の両方における利用者の基本権を保護するための予防原則に基づいたものであることの確認（生貝参考人）
 - ウ 雇用の問題を高リスクと位置付けている理由（生貝参考人）
- (3) 国立国会図書館におけるウェブアーカイブ事業に対する評価及び同事業の今後の在り方（生貝参考人）

緒方林太郎君（有志）

- (1) 経験知が有力な政治の業界におけるAI活用の可能性（松尾参考人及び安野参考人）
- (2) AI開発に対するアメリカと中国のアプローチの違い（松尾参考人）
- (3) 欧米型のAIと中国型のAIとが双璧をなすこととなる可能性及び中国の技術に対する制裁が代替技術の開発を促す可能性（松尾参考人及び生貝参考人）
- (4) 我が国のデジタル赤字解消の見込み（松尾参考人及び田中参考人）

（政府に対する質疑）

山崎誠君（立憲）

- (1) AI普及に伴う著作権上のリスク
 - ア AIによる無断学習及び類似の画像等の生成により、クリエイターに不利益が発生している状況についての文化庁の認識
 - イ 既存の著作権法の枠組みでは不十分との認識の有無
 - ウ クリエイターの権利が守られ、必要な対価も得られる新たな枠組みを検討する必要性
- (2) AIへの投資
 - ア AIへの投資の全体規模及び国のAI支援の在り方についての経済産業省の見解

- イ 大規模な支援額を政府の方針として明示する必要性
- (3) AI時代にふさわしい革新的な政府の組織を作る必要性

橋本慧悟君（立憲）

- (1) 我が国が誇るアニメ等の文化を守りながらAIを推進する必要性についての城内国務大臣の見解
- (2) AI戦略本部
 - ア これまでの政府のAI政策の司令塔機能を担った組織
 - イ 同本部を法定化することによるAI政策推進上の効果
 - ウ 有識者会議を設置する予定の有無
 - エ 民間出身の大臣等民間人がリーダーシップを取って進めていく枠組みの可能性
 - オ 有識者会議を法定化する必要性の有無
 - カ 事務局を十分な体制とする必要性
 - キ AI関係の知見を有する若い世代の人材登用についての城内国務大臣の見解
- (3) 問題事案が発生した場合の海外事業者への政府の対応
- (4) ディープフェイクポルノ、とりわけ児童ポルノについては、実在性を問わず厳しく対処する必要性
- (5) 選挙における偽情報対策についての総務省の見解

今井雅人君（立憲）

- (1) イノベーションの推進と規制はトレードオフの関係ではないとの意見に対する城内国務大臣の見解
- (2) 本法案第8条の見出し（国民の責務）について、他の立法例と比較して強い規定ぶりであるとの指摘に対する城内国務大臣の見解
- (3) AI基本計画
 - ア 本法案第3条第4項の趣旨
 - イ 基本計画の内容には、上記アのリスク対応についての考え方が含まれることの確認
- (4) ディープフェイクポルノ対策
 - ア 被害者本人の顔等の一部分を用いて生成された画像の場合、捜査機関が対応しないケースがあることについての法務省の認識
 - イ 上記アのような事案について現行法で対応できない場合は、法改正も含めて検討すべきとの指摘に対する内閣府及び城内国務大臣の見解
- (5) AIによる偏った評価や判断が人事評価に使われる懸念に対する措置
- (6) AIによるジブリ風の画像生成が著作権法違反に該当するか否かについての文化庁の見解
- (7) 学習指導要領の改訂においてAI教育を書き込む必要性
- (8) 国際卓越研究大学制度を活用したAI分野の研究や人材育成に対する城内国務大臣の見解

市村浩一郎君（維新）

- (1) 人間中心のAIの考え方をどのように担保するかについての城内国務大臣の見解
- (2) 本法案第3条第4項、第16条の「不正の目的又は不適切な方法」
 - ア 具体的な事例
 - イ 人を殺害するような軍事利用が含まれるか否かについての城内国務大臣の見解
 - ウ AIが平和利用できるように人間中心を前面に打ち出した議論の必要性
- (3) 偽情報・誤情報が大量に生成・拡散される現状に対する城内国務大臣の認識
- (4) 国産AIの開発
 - ア 学際的な人材育成を含めて、大和心を持ち、国民の生命財産を守る国産AIの開発の必要性

- イ 情緒ある日本語を広めるように取り組む必要性
- (5) 本法案第8条（国民の責務）における国民の協力の具体的内容
- (6) 人間中心のA Iの研究開発・利活用に向けた城内国務大臣の決意

石井智恵君（国民）

- (1) 大規模イベントにおけるA I活用
 - ア 大阪・関西万博開催初日の混雑に対する受止め及びA Iの活用を含む現時点の改善策
 - イ 今後の大規模イベントにおけるA I活用の展望についての城内国務大臣の見解
- (2) ディープフェイクポルノの流出・拡散の防止策についての城内国務大臣の見解

菊池大二郎君（国民）

- (1) 未管理著作物裁定制度における補償金額の決定方法
- (2) A I政策の司令塔、関与する組織及び意思決定のプロセスの明確化並びにそれらのA I基本計画への反映についての城内国務大臣の見解
- (3) A Iの研究開発への投資を呼び込むためのインセンティブを国が示すべきとの指摘に対する城内国務大臣の見解

上村英明君（れ新）

- (1) A I規制の在り方
 - ア EUのA I法のように、容認できないリスクについて法案に明記すべきとの指摘に対する城内国務大臣の見解
 - イ リスクの部分の議論が不十分なまま、規制の在り方を決めたのではないかとの指摘に対する見解
- (2) 世界で通用するA Iを開発できる人材の育成を目的とした場合、現行の教育制度で対応可能か否かについての文部科学省の見解
- (3) 情報収集社会が国家権力の強化につながるとの懸念に対する城内国務大臣の所見

塩川鉄也君（共産）

- (1) A Iによるスコアリング及びプロファイリング
 - ア 「人間中心のA I社会原則」に記載されたA Iに関するバイアスの内容
 - イ 「A I事業者ガイドライン」におけるブラックボックス化の事例
 - ウ 採用選考や人事評価にA Iを利用する事業者に対し、A Iのデータセットやアルゴリズム、評価結果やその根拠の開示を義務付ける必要性
 - エ EUにおけるA I法と同様に、雇用や人事等のハイリスクな利用については、第三者機関による適合性評価等を義務付けるべきとの指摘に対する城内国務大臣の見解
- (2) 著作権保護
 - ア A I事業者が無許諾で報道コンテンツを利用している事態の改善を求める日本新聞協会の意見に対する政府の対応
 - イ A Iの無断学習を認める著作権法を改正し、事前に権利者の許諾を得ることを義務付ける必要性
 - ウ 知的財産を保護しない場合は、市民の権利や文化に取り返しのつかない不利益をもたらすとの指摘に対する城内国務大臣の見解
 - エ A I事業者に対しデータセットの開示を義務付ける等の法整備を行うべきとの指摘に対する城内国務大臣の見解